

公立阿伎留医療センター

障害のある患者さんの権利

本憲章は、国連「障害者権利条約(CRPD)」、障害者差別解消法、日本の意思決定支援指針、世界医師会ヘルシンキ宣言、WHO/UN の人権文書の理念に基づき、障害のある患者さんの権利を次のとおり定めます。

第1条 尊厳と平等の権利

1.1 すべての人は、固有の価値を持つ個人である

障害の有無・種類・程度にかかわらず、人格と尊厳を尊重される権利があります。

引用:CRPD 第3条(一般原則)

「個人の尊厳・自律・固有の尊厳・平等」

1.2 障害を理由とした差別の禁止

医療内容・医療アクセス・説明の質・対応において、障害を理由とする差別は認められません。

引用:障害者差別解消法 第1条

「不当な差別的取扱いの禁止」

第2条 意思・選好(Will & Preferences) が尊重される権利

2.1 “自己決定能力の有無”ではなく、“意思をどう引き出すか”が原則

すべての人は意思(will)と選好(preferences)を持ち、それを最大限尊重されます。

引用:CRPD 第 12 条(法的能力の平等)

「すべての障害者は他の者と平等に法的能力を有する」

2.2 意思を多様な方法で表現できる権利

- ・言語
- ・手話
- ・筆談
- ・点字・触覚
- ・絵カード・写真
- ・コミュニケーションボード
- ・デバイス(iPad 他)

など、どの方法でも意思表出として尊重されます。

第 3 条 わかりやすい説明を受ける権利 (Information Accessibility)

3.1 情報保障を受ける権利

障害特性(視覚・聴覚・知的・発達・精神・肢体)に応じて、

- ・ やさしい日本語
- ・ 手話通訳
- ・ 点字・拡大文字
- ・ ピクトグラム
- ・ 読み上げ

を選ぶことができます。

3.2 理解を助けるための段階的説明

不安を減らすため、手技・痛み・目的・選択肢を段階的に説明する権利があります。

引用:CRPD 第 21 条(表現及び意見の自由)

「情報を利用し、伝達するための手段を選ぶ自由」

第 4 条 合理的配慮を受ける権利

4.1 医療の場面で障害に応じた柔軟な支援を受ける

診察、検査、入院生活、治療の説明、環境調整について次の配慮を受ける権利があります:

- 待ち時間の緩和
- 刺激の少ない環境(音・光)
- 本人のペースで進める
- 身体介助
- 不安の強い方への事前準備

引用:障害者差別解消法 第 7 条

「合理的配慮の提供」

4.2 精神的安全性の確保

見通しを伝える、突然触れない等、心身の安全を守る配慮を受けられます。

第 5 条 不必要な行動制限から守られる権利

5.1 医療上やむを得ない場合を除き、拘束・隔離を避ける権利

引用:CRPD 第 14 条

「自由の剥奪は障害の存在のみに基づいて行われてはならない」

5.2 やむを得ず制限する場合にも:

- 最小限の方法
 - 最短時間
 - 目的の明確化
 - 本人・家族への説明
 - 記録の徹底
- が義務づけられます。
-

第 6 条 医療に家族・支援者と共に参加する権利

6.1 支援者の同席を選べる権利

家族、信頼できる人、権利擁護者、意思決定支援者と共に診療を受けることができます。

6.2 代理決定は“本人の価値観”にもとづくこと

引用:CRPD 第 12 条

「意思決定の支援は、本人の意志及び選好の尊重に基づくこと」

第 7 条 痛み・苦痛・不安を最小限にする配慮を受ける権利

7.1 痛みの評価と対処

痛みを表現しにくい患者さんでも、観察尺度などを用いて丁寧に評価し緩和されます。

7.2 感覚過敏・不安の強さに対応する医療調整

発達障害・精神障害・認知症などの特性に合わせ、刺激や負担を最小限にする工夫が必要です。

第 8 条 プライバシーと個人情報が守られる権利

8.1 身体的・心理的プライバシー

検査や処置の場でも尊厳を守る配慮が必要です。

引用:CRPD 第 22 条(プライバシーの尊重)

8.2 触れ方や距離感への配慮

触れられることが苦手な方には事前説明と同意が不可欠。

第 9 条 研究・調査での権利(ヘルシンキ宣言)

9.1 研究参加の自由／拒否の自由

研究参加は完全に自由であり、障害の有無で差別されません。

9.2 本人の意思・不賛意を必ず確認する

引用:ヘルシンキ宣言

「同意能力が不十分でも、本人の意思・不賛意を最大限に尊重する」

第 10 条 質問・相談・意見表明の権利

不安、恐怖、疑問、希望は、どのような表現方法でも伝えてよく、医療者は尊重し丁寧に応じる義務があります。

付記(当院の責務)

当院は上記の権利を実現するため、以下を行います:

1. コミュニケーション支援ツールの整備(手話、点字、補助具等)
2. 意思決定支援スキルの職員研修
3. 合理的配慮ガイドラインの院内標準化
4. 障害特性・感覚過敏への配慮チェックリスト導入
5. 行動制限の最小化と透明性確保
6. 医療環境のバリアフリー化
7. 障害者権利条約に即した医療体制整備

しょうがいのある人の けんり（かんたんばん）

だれでも 大切に されるけんり
しょうがいがあっても、あなたは
だれよりも大切で、みんなと同じようにあつかわれます。

自分の気もちやねがいを つたえるけんり
話すことがむずかしくても、大事な気もちや「こうしたい」は、いろいろ
な方法でつたえられます。

つたえる方法を えらぶけんり
手話、筆談、きかい、タブレット、絵、カードなど、あなたがつたえやすい
方法をえらべます。

わかりやすいせつめいを 受けるけんり
あなたにあった言い方で、ゆっくりていねいにせつめいしてもらえます。

必要なサポートと 配りょを受けるけんり
からだ・こころ・感じ方に合わせて、必要な手助け（配りょ）をうけるこ
とができます。

むりな こうどうの 制限を されないけんり
むやみに しばったり、へやに とじこめたりしません。やむをえない時も、
できるだけみじかく、安全にします。

家族や しえんする人といっしょに きめるけんり
大切なことは、家族やしえんの人といっしょに考えて、あなたの気もちが
まんなかになるようにします。

しらないこと・心配なことを 何でも聞けるけんり
えらぶ時や不安な時は、スタッフにいつでも相談できます。